

土佐清水市告示第83号

土佐清水市ふるさと納税ポータルサイト運営支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を定めたので、次のとおり告示する。

令和5年12月25日

土佐清水市長 程岡 庸

土佐清水市ふるさと納税ポータルサイト運営支援業務委託
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 土佐清水市ふるさと納税ポータルサイト運営支援業務委託をするに当たり、プロポーザル方式による審査を公正かつ客観的に行い、事業目的に最も合致した企画力、実施体制及び事業の確実性等を有する事業者及び次点者（以下「候補者等」という。）を選定するため、土佐清水市ふるさと納税運営支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案等の審査及び候補者等の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の5人の委員をもって組織する。

副市長
企画財政課長
総務課長
農林水産課長
観光商工課長

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、観光商工課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。